

令和5年台風第13号による災害に伴う農業保険の対応について

令和5年9月8日の台風13号により被災された皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本組合では、台風13号に伴う災害に際し、災害救助法が適用された、いわき市及び南相馬市に住所を有している加入者等の農業保険の払込期限等を以下のとおり延長いたしますので、最寄りの支所へお申し出ください。

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

保険契約に係る保険料等の支払が困難である場合、一括支払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、災害等により大幅な収入減少が見込まれる場合は、保険期間中に保険金等の先払いとして、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

① 家畜共済及び園芸施設共済

家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間並びに園芸施設共済の共済掛金の払込期限について、令和5年9月8日から令和5年12月31日までに満了する場合には、当該払込期限をそれぞれ令和5年12月31日まで延長いたします。

② 建物共済及び農機具共済

共済掛金等の払込期限又は猶予期間について、本組合事業規程に基づき、共済掛金等の払込期限から1年を限度に払込期限又は猶予期間を延長いたします。

お問い合わせ先

県北支所 相馬出張所 TEL 0244 (23) 6236

中央支所 いわき出張所 TEL 0246 (24) 1166